平成２１年（フ）第５４２号
千葉県野田市山崎2715番地の25
債務者　横川　雅人
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５４３号
千葉県我孫子市白山１丁目３番５―203号
債務者　飯田慎太郎
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５７６号
千葉県野田市鶴奉149番地の14チェリーコートⅡ205号室
債務者　渡邉ひろみ
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５８３号
千葉県松戸市六高台９丁目41番地六高台市営住宅３―403号
債務者　小川みつを
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５８９号
千葉県柏市南逆井７丁目11番２号　小松方
債務者　藤田　文子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９３０号
北九州市小倉北区魚町２丁目６―８　三村ビル４Ｆ鈴木正記方
債務者　西本　奈美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９４９号
北九州市小倉南区沼緑町４丁目26番１―301号
債務者　藤本美恵子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５１号
北九州市小倉南区徳吉西２丁目１番10―401号
債務者　黒川　裕樹
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９６０号
北九州市八幡西区藤田２丁目３番15号
債務者　西屋土美世
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９６８号
北九州市小倉南区大字春吉566番地10
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７８号
北九州市八幡西区幸神２丁目９番４―304号
債務者　杉野都由紀（旧姓大下）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９８３号
北九州市門司区吉志７丁目３番40号
債務者　佐野　愛美（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９９０号
福岡県遠賀郡水巻町二西３丁目１番103号
債務者　瓜生　清人
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１７２号
松江市法吉町238番地　県営第２淞北台団地314号
債務者　山本　好子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６１号
川崎市多摩区菅稲田堤３丁目13番34―201号
債務者　小野　喜代
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
川崎市川崎区塩浜１丁目８番７号　サンハイツ106
債務者　稲葉　崇敏
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第１４７４号
北九州市小倉南区下石田２丁目10番12号
債務者　吉里レイ子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部